

愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県内における自転車に関わる交通事故の防止に向け、自転車の交通安全教育について効果的な手法等を検討するため、愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 愛知県内における自転車に関わる交通事故の防止に向けた効果的な交通安全教育に関すること
- (2) 教育用パンフレットの内容等に関すること

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議等の傍聴方法については、別に定める。
 - 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。